

2026 年 6 月 9 日

議会改革特別委員会
委員長 梶井憲子 様

塩見牧子
浜田佳資
芦谷真治

議会基本条例第 7 条パブリックコメント正副委員長案に対する修正案

●取扱い基準

2 前規定にかかわらず、次に掲げるものは取り扱わないものとする。

(5)特定の主義や思想、極端な主張に偏ったもの

→削除

(6)市民に誤解、誤認を与える表現があるもの

→ (5)議会の決定と市民に誤解、誤認を与える表現があるもの

(7)議会運営委員会で取扱いを協議してから一年を経過していない、同趣旨の条例案で状況の変化が認められないもの

→(6)議会運営委員会で取扱いを決定してから一年を経過していない、同趣旨の条例案で状況の変化が認められないもの

以下繰上げ